

法人ベース・レジストリの今後の在り方について

2026年3月

デジタル庁

本日議論いただきたいこと

背景：

法人ベース・レジストリについては、2022年の検討開始から3年が経過し、2026年4月に商業・法人登記情報の提供が開始され、2026年12月をもって、当面の開発がひと段落するため、今後の在り方について検討していく。

ベース・レジストリについては、

- ①現行の行政機関内の情報共有としての仕組み
 - ②将来的な民間事業者含めたデータ提供への期待
- の2つの側面があるところ、それぞれにおける対応方針について、議論いただきたい。

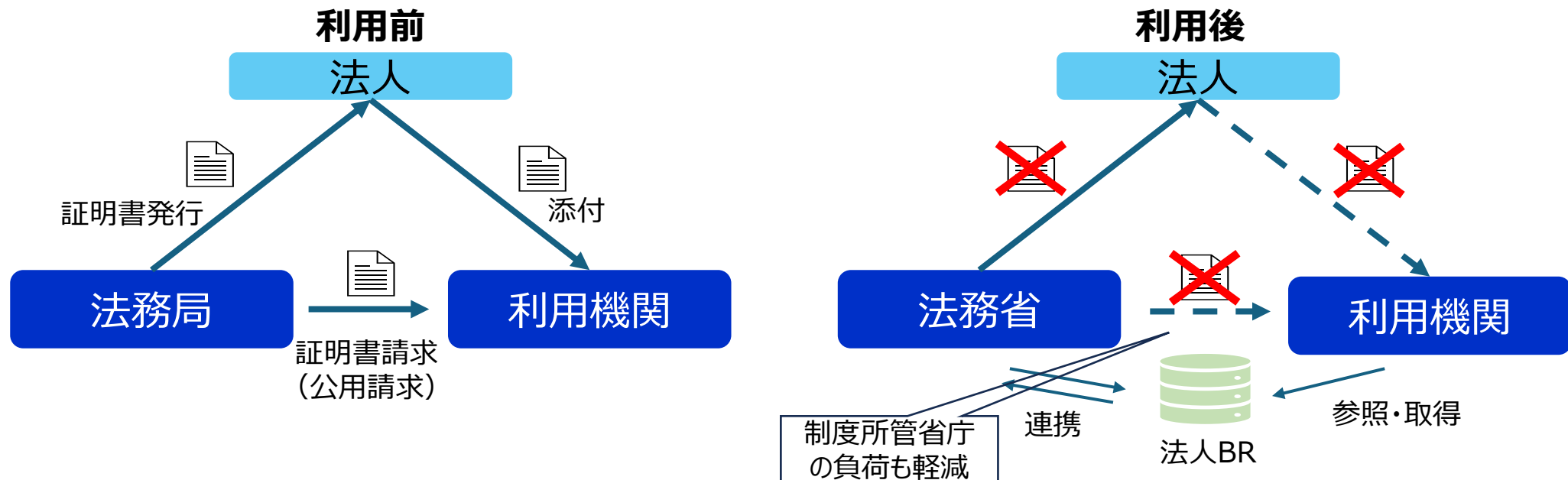
本日議論いただきたい課題：

今後の法人ベース・レジストリの在り方を検討する上で、その前提となる方針について、議論いただきたい。

行政内の情報共有としての対応

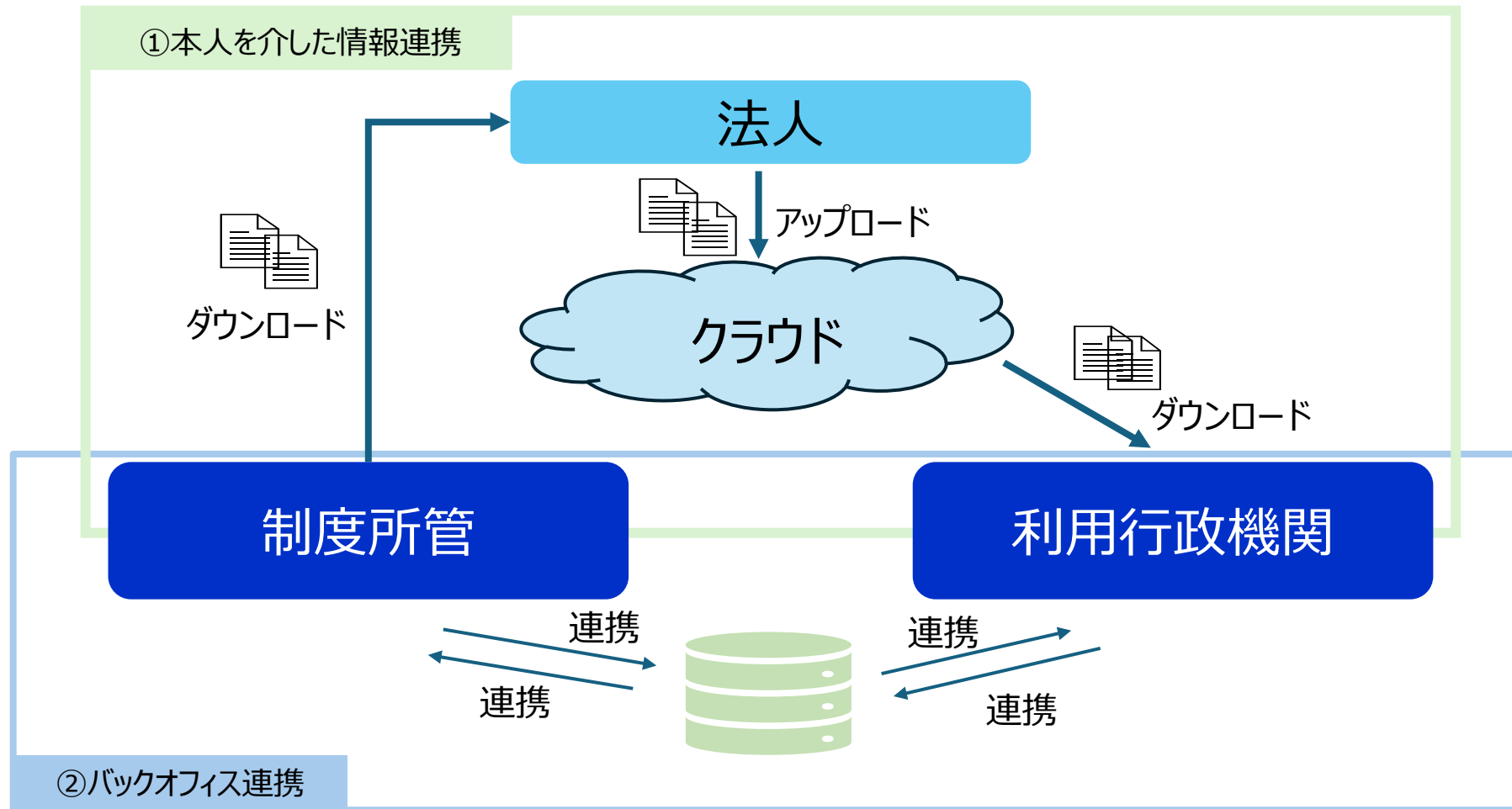
行政内の情報共有としての法人ベース・レジストリ

- 法人ベース・レジストリとして、商業・法人登記情報の整備することにより、国民、利用する行政機関、制度所管省庁の3者にそれぞれ便益が発生。
 - 国民（法人）においては、様々な手続において、登記事項証明書の添付や、法人情報の入力、変更届出等が不要となることで、利便性が向上する
 - 利用する行政機関においては、手続において入力情報と登記情報の突合が不要となる他、公用請求（手数料無料の登記事項証明書の請求）が不要となり、行政運営が効率化する
 - 制度所管の法務省（法務局）においては、利用機関からの公用請求（手数料無料の登記事項証明書の請求）の対応が不要となり、行政運営が効率化する



今後の情報連携のパターン

- 個人分野と同様に、法人においても、本人を介した情報連携と、バックオフィス連携が存在。
- ベース・レジストリの仕組みは、バックオフィス連携に相当。



両パターンの比較

- 双方のメリット・デメリットに応じて、対応を検討していくことが適切。

類型		本人を介した情報連携	バックオフィス連携
データの内容		特段の制約なし	制度横断で 多数の手続で参照される情報
データの悉皆性※1		無	有
制度対応		不要	必要
システム整備	データ保有省庁	不要	必要
	データ利用省庁	不要	不要※2
利便性	法人	紙での提出が不要 電子ファイルの取得・提出が必要	紙での提出が不要 電子ファイルの取得・提出も不要
	データ利用省庁	ファイルでの取得・閲覧が可能	画面での閲覧・ファイル取得・閲覧が可能
	データ保有省庁	従前通り	証明書等発行が不要に

※1 制度や事務の対象となる法人のデータが全て網羅されている必要があること ※2 APIを利用する場合は必要

行政内の情報共有として、ベース・レジストリの仕組みを検討するものの考え方

- ベース・レジストリの定義である、「制度横断で参照される情報のうち、制度横断で多数の手続で参照されるデータベースであって、整備により国民の利便性向上や行政運営の効率化に資するもの」のうち、以下のデータについては、法人ベース・ベース・レジストリの仕組みの活用を検討してはどうか。

① データの悉皆性※が重要であること

※制度や事務の対象となる法人のデータが全て網羅されている必要があること

② 制度所管の情報提供コストの削減のインセンティブが存在すること

③ 個別に仕組みを構築するよりも、法人ベース・レジストリの仕組みを活用することで、より効率的な整備が実施可能なもの

民間事業者に対する情報提供としての期待

事業者に対する情報提供としての期待

- 事業者からは、様々な許認可情報等を法人に紐づけて、一元的に提供することが期待されている。（紐づけデータにより、特定の営業許可を取得しているか否かではなく、事業実態確認等にも活用できる可能性）
- また、その際、データの整備・提供には一定のコストが生じるところ、対価の支払いを前提として提供することについても、要望いただいている。

ベース・レジストリへの期待

行政データの整備

「特定法人事項変更届出に関する特例」の創設に伴い、法人が商号や本店所在地の登記変更を行うと、その情報が許認可・届出・認定制度等へデータ連携で自動的に反映されるものと理解しております。これにより、許認可・届出・認定制度等のデータと法人登記データが一元的に紐づき、デジタル形式での提供・公開が可能になることを期待しています。

許認可・届出・認定制度等一覧の整備

法人番号等に基づいて紐づく許認可等のデータディクショナリが整備されることによって、事業に必要な許認可等が一元的に確認可能に

飲食店営業許可情報等

各種営業許可などの所有状況から法人の営業実態の確認が可能に

ベース・レジストリへの期待

民間企業における行政データの活用推進

データを活用したビジネスが増える中、行政が保有する情報については、いまだに取得コストが高いのが現状です。制度的には、「オープンデータ」か「情報公開請求」の二択となっておりますが、例えば、対価の支払いを前提として、特定の事業者に対してデータ提供を行う制度*の検討などは考えられないでしょうか。

*過去、「生産性向上特別措置法」においては「公的データ提供要請制度」として対価の徴収を前提とした制度あり。

オープンデータ

- データ利活用が目的の一つ
- 手続不要でデータにアクセス可能
- 利用者の負担なしで取得可能
- CSVやAPI等、機械判読可能なデータで提供される

中間が存在しない

情報公開制度

- 行政の透明化、知る権利が目的
- 開示請求の手続きに基づいた提供
- 実費等について申請者負担
- 紙媒体、電子媒体等での提供であり、一般的に機械判読性は低い

- セキュリティ・プライバシー管理体制を満たした事業者を認定
- 認定事業者に限り、機械判読データを迅速提供
- 定期的な報告・監査による適切な取り扱いを担保
- 行政側の整備・提供コストに基づいた利用料徴収

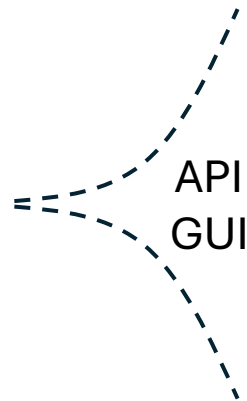
≡ SimpleForm

11

今後データの取り扱い 全体

- 従前は、誰でも無料で利用可能なオープンデータか、行政内部で限定的に提供するデータの2つ類型のみであったところ、今後は、民間事業者のうち、（対価を前提としつつ）特定の者に対して提供するデータという考え方も必要なのではないか。
- 今後、商業法人登記情報以外の他のデータの取扱いを検討する上では、既存の提供の仕組みとの役割分担も踏まえつつ、データの種別に応じて提供する仕組みも念頭に置く必要があるのではないか。

行政機関等保有データ



データ種別



オープンデータ

：誰でも利用可能なデータ



民間限定提供データ

：民間事業者のうち、特定の者に対して提供するデータ



行政内部提供データ

：行政内部のみに提供するデータ